

琉球大学学術リポジトリ

法科大学院における刑事弁護教育 — 琉球大学法科大学院の課題を中心として —

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-12-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮城, 哲 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2675

法科大学院における刑事弁護教育

—琉球大学法科大学院の課題を中心として—

宮 城 哲
Miyagi Satoshi

- 1 はじめに
- 2 従来の法曹養成制度における刑事弁護教育
- 3 新制度における刑事弁護教育の現状と課題
- 4 課題を克服する対応策についての一考察
- 5 おわりに

1 はじめに*¹

平成16年に法科大学院がスタートし、平成18年からは新司法試験、新司法修習もスタートしたことにより、法科大学院、新司法試験及び新司法修習が連携し、この連携した一連のプロセスの中で質の高い多くの法曹を養成しようという新しい法曹養成制度*² が、いよいよ本格的に始動した。

この過程において、法科大学院、新司法試験及び新司法修習の連携については、様々な課題が顕在化してきているが、その中でも、従来の法曹養成制度との比較という観点からみて、新しい法曹養成制度の中核である法科大学院における刑事弁護教育の現状は、新司法修習との連携という点において深刻な問題を抱えていると思われる。

*¹ 本稿は、平成19年(2007年)5月30日発行の沖縄弁護士会会報第57号に筆者が寄稿した「新しい法曹養成制度における刑事弁護教育—法科大学院における刑事弁護教育を中心として—」に加筆修正を加えたものである。

*² 「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条等参照。

そこで、本稿では、従来の法曹養成制度における刑事弁護教育との比較から、新しい法曹養成制度の中核である法科大学院における刑事弁護教育の現状と課題を明らかにした上で、その課題を克服する対応策について、筆者が所属する琉球大学法科大学院の場合を例にあげ、筆者なりに考えていることを記しておきたい。

2 従来の法曹養成制度における刑事弁護教育

従来の法曹養成課程における刑事弁護教育は、もっぱら司法修習において行われてきた。すなわち、従来は、旧司法試験に合格した司法修習生に対し、まず、集合修習である前期修習において、基本5科目のうちの1つである刑事弁護科目の授業で、刑事弁護のスキルとマインドの基礎を専門的かつ体系的に学ばせ、それを前提に、個別修習である実務修習の弁護修習中に生の事件に携わらせて刑事弁護のスキルとマインドについての理解を深化させ、最後に、集合修習である後期修習の刑事弁護科目において、刑事弁護に必要なスキルとマインドについて総仕上げ的な教育をすることによって、司法修習終了後には、直ちに刑事弁護をすることのできる法曹を養成してきた*3。

3 新制度における刑事弁護教育の現状と課題

(1) 新司法修習における刑事弁護教育

新しい法曹養成制度における新司法修習は、前期修習がないこと*4、また、

*3 旧司法修習の前期及び後期の集合修習における基本科目は、「民事裁判」「刑事裁判」「検察」「民事弁護」「刑事弁護」の5科目であり、刑事弁護は、他の基本科目と同程度の時間をかけて教育されていた。

*4 平成18年に第1回目の新司法試験に合格した新60期の司法修習生については、約1か月間の導入研修という名称の集合修習があったが、平成19年にスタートする新61期からは導入研修もなくなり、いきなり実務修習が始まることになっている。

修習期間も全体で1年と短くなるため、実務修習における弁護修習も約2か月と短くなり、刑事弁護に接する機会は従来より少なくなると思われること⁵⁾、さらに、集合修習である後期修習も約2か月と短いことなどから、従来の司法修習における刑事弁護教育と比較すれば、刑事弁護教育に費やされる時間がかなり少なくなっている。

また、新司法試験の合格者数の増加により、新司法修習における修習生も増加するため、教員一人あたりの修習生の割合が増え、従来のようなきめ細かい教育ができなくなることも予想される。

このように、新しい法曹養成制度においては、新司法修習だけでは、従来の司法修習において行われていたのと同程度の刑事弁護教育ができないことは明らかであり、そうだとすると、その前段階の法科大学院において、実務修習への導入として十分な刑事弁護教育がなされることが必要不可欠であることは明らかであろう⁶⁾。

⁵⁾ 実務修習の弁護修習では、一般的に刑事事件よりも民事事件を扱うことが多いと思われる。刑事事件を扱う場合でも、情状弁護に止まる事件がほとんどで、否認事件に接することのない修習生も少なくないと思われる。また、実務修習には、選択型実務修習もあり、刑事弁護に関するプログラムもあると思うが、あくまで選択であり、かかるプログラムを選択しない修習生もいると思われる。

そうすると、司法修習生の中には、実務修習中にほとんど刑事弁護を勉強しないまま、少なくとも他の科目よりは勉強の機会が少ないまま後期修習に入る者も少なくないと思われる。このような司法修習生が約2か月しかない後期修習で遅れを取り戻せるかという点と疑問である。

このようにみえてくると、司法修習期間の短縮化によって最も影響を受ける科目は刑事弁護科目であると言えよう。

⁶⁾ 法科大学院において従来の前期修習に相当する実務教育がなされるべきだといわれているところであるが、ここで注意しなければならないのは、法科大学院で要求される実務修習への導入教育のレベルが、決して従来の前期修習と同程度ではないということである。そのことは、従来の前期修習で基本科目の1つとして刑事弁護に費やしていた時間を法科大学院の教育で確保することは不可能であることや司法研修所の刑事弁護教官レベルの刑事弁護教員を全国74校すべての法科大学院で揃えることが不可能であることなどからも明らかであろう。

では、法科大学院で要求される実務修習への導入として十分な刑事弁護教育とは何か、どのレベルなのかということが問題になるが、これは非常に難しい問題であり、平成19年3月30日に開催された日弁連主催のシンポジウム「法科大学院で刑事手続きをどう教えるか」において問題提起され、本格的な議論が始まったばかりの段階である。

そもそも基本的人権の擁護を使命とする弁護士にとって刑事弁護は極めて重要な仕事であるし、国選弁護人制度が拡充し、被疑者国選制度もスタートしたことなどからすれば、今後は、適切な刑事弁護ができる弁護士が今まで以上に増えることが要請されていると言っても過言ではなからう。

そうだとすれば、新しい法曹養成制度の中核である法科大学院において、必要十分な刑事弁護教育ができるか否かは、今後の我が国の刑事司法の充実という観点からも極めて重要だと言えよう^{*7}。

筆者の現時点における個人的な見解としては、法科大学院にたくさんのことを求めることはできないという前提で、かつ、実務修習に支障を来さないために必要なことという観点から、判決や訴状や弁論要旨を見たことも、起案したこともないというのでは実務修習に支障を来すことは明らかなので、必修科目において、それぞれ少なくとも1回ずつは、複雑でない実務上ありがちな基本的な事案について、（完全な形ではなく）主要な部分だけを起案させるということは必要だと思われる（実務修習では起案の手引きや書式例を見ながら起案できるのであるから、形式的な書面の書き方を法科大学院でいちいち教育する必要はなく、事実認定等の講義で学んだ理論を具体的な事案に応用できるか否かを試すような実質的な判断が伴う部分の起案をさせれば十分であろう。）。また、その前提として、刑事裁判、検察、刑事弁護に共通するコアな要素として、刑事裁判手続きの概要を把握させ、裁判記録の構造や見方を教える他、事実認定については、殺意の認定・共謀の認定・犯人の特定等基本的な事実認定の構造を理解させるのに適した典型的で汎用性の高い問題をいくつか取り上げて基礎的なことを教えれば足りるのではないかと、また、時間的制約からすればその程度しかできないのではないかと考えている。

なお、以上は必修科目についての議論であり、選択科目においては、より専門的に高度な刑事実務教育を行ってもよいことはもちろんである。

^{*7} 他の実務科目と比較して刑事弁護教育が特に問題とされているのは、平成18年秋に行われたいわゆる二回試験において、刑事弁護科目で大量の不合格者が出たことも関係していると思われる。すなわち、修習期間が1年6か月で、前期修習もあり、後期修習も3か月あった59期の司法修習生でさえ、平成18年秋のいわゆる二回試験において、刑事弁護科目で最多の46名もの不合格者を出したという現状に直面し、前期修習もなくなり、修習期間もより短くなる新しい法曹養成制度における刑事弁護教育は大丈夫なのかという危機感が大きくなってきているのである。もちろん、59期司法修習生は旧司法試験の合格者であり、二回試験の刑事弁護科目でたくさんの不合格者が出たのは、新しい法曹養成制度が原因ではない。しかし、修習生の数の増加とこれに伴う修習期間の短期化によりきめ細やかな刑事弁護教育ができなくなったことがその原因の一つだと思われ、この点においては新司法修習も共通しており、むしろ、より修習生も多く、より修習期間も短い新司法修習の方が問題はより深刻とも言えるのである。

(2) 法科大学院における刑事弁護教育の現状

しかしながら、法科大学院における刑事弁護教育の現状をみると、とても必要十分な刑事弁護教育がなされているとは言い難い状況にある。

そもそも、法科大学院設置の経過を振り返ってみると、法科大学院の設置段階において、法科大学院における刑事弁護教育の必要性・重要性に関する議論がほとんどなかったばかりか、実務教育充実の必要性・重要性についてさえ議論が十分ではなかったと言わざるを得ない。すなわち、中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について(答申)」(平成14年8月5日)では、実務基礎科目群の例として「法曹倫理、法情報調査、要件事実と事実認定の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップなど」が指摘されたに止まり、刑事弁護はもちろん、刑事実務に特化した科目について指摘はなかった。

その後、ほとんどの法科大学院が参考にしたと思われる法科大学院協会設立準備会・カリキュラム・教育方法検討委員会「法科大学院における実務基礎科目の教育内容・方法等について(中間報告案)」(平成15年2月1日)において、新司法修習において前期修習がなくなり、いきなり実務修習が始まることとの関係で、上記答申で指摘された「要件事実と事実認定の基礎」を民事分野と刑事分野に分け、前者を「民事訴訟実務の基礎」、後者を「刑事訴訟実務の基礎」とすべきであるという極めて重要な指摘がなされたが、この報告においても、「刑事訴訟実務の基礎」の単位数は2単位相当(90分ないし100分授業15回分)と考えられていたのである。すなわち、司法研修所のように刑事実務科目を刑事裁判、検察及び刑事弁護に分け、各科目で教員を用意するという議論までは至らず、必修科目としては刑事裁判、検察及び刑事弁護をまとめた「刑事訴訟実務の基礎」1科目(2単位相当)を提供すれば足りるという認識が支配的であった中で法科大学院がスタートしたのである*。

また、設置の経緯としては、実務家教員を確保するのも簡単ではなかったと

いう問題もあり、特に、法科大学院において刑事実務を教育するにふさわしい専門性の高い弁護士が多くはなかったと思われ、かかる教員確保の困難性の問題も、刑事弁護教育に関する議論が活発化しなかった要因になっていたとも考えられる。

この刑事弁護教員確保の困難性を背景に、実際、貴重な実務科目である「刑事訴訟実務の基礎」を派遣裁判官や派遣検察官が担当し、弁護士が担当していない法科大学院も少なくないと思われる。

このような経緯及び状況が、法科大学院において必要十分な刑事弁護教育がなされているとは言い難い現状につながっていると言えよう。

（3）琉球大学法科大学院の現状

必要十分な刑事弁護教育がなされていない法科大学院の一例として、筆者が所属する琉球大学法科大学院の例を紹介する。

琉球大学法科大学院における刑事系科目（必修科目）のカリキュラム及び担当教員を概観してみると、法学未修の1年次に対し、研究者教員が1年間で法律基本科目である「刑法」及び「刑事訴訟法」を教えた上、2年次では、前期に研究者教員が「刑法演習」、後期に派遣検察官が「刑事司法演習」という演習科目をそれぞれ担当し、3年次では、前期に、研究者教員が「刑事法総合演習」という演習科目を、派遣検察官が「刑事訴訟実務の基礎」という実務基礎科目をそれぞれ担当することになっている。つまり、かかる刑事系の必修科目に弁護士が教員として関与しておらず、かかる必修科目の中で専門的な刑事弁護教育はなされていないと言わざるを得ない。

3年次後期には、必修科目として「模擬裁判」もあるが、平成18年度は民事

** もちろん、設置段階から、実務教育充実の必要性そして、刑事弁護教育の重要性を認識し、そのための教員を確保し、必要十分な刑事弁護教育を提供している法科大学院もあると思うが、その数は多くはなく、必要十分な刑事弁護教育がなされているとは言い難い法科大学院の方が多いのではないと思われる。

模擬裁判しか行われず、専門的に刑事弁護を学べる選択科目もないため（クリニックやエクスターンシップ等の実務科目^{*9}において刑事弁護に触れる可能性はある。但し、平成18年度に実施した3年次対象のクリニックやエクスターンシップでは結局刑事弁護に触れる機会はなかったようである。）、琉球大学法科大学院の第1期修了生は、刑事弁護を専門的に学ぶ機会が全くないまま修了したことになる^{*10}。

平成19年度からは、民事模擬裁判に加え刑事模擬裁判も行う予定だと聞いているが、刑事事件を扱うのは、90分×15コマの模擬裁判の授業の中の約半分の時間であり、しかも裁判官役、検察官役の学生は刑事弁護を経験しないことになる。

とすると、ロイヤリング・クリニック・エクスターンシップで刑事弁護に触れる機会があることを考慮しても、琉球大学法科大学院の現在のカリキュラムでは、第2期生以降の学生についても、限られた数の学生が短時間刑事弁護を経験的に学ぶ機会しかないことになり、必要十分な刑事弁護教育がなされていないと言わざるを得ない。

（４）法科大学院における刑事弁護教育の課題

以上の現状の検討からすれば、法科大学院における刑事弁護教育の最重要課題は、実務修習への導入として必要十分な刑事弁護教育を法科大学院で行える

^{*9} 筆者が担当する選択必修の実務基礎科目「ロイヤリング」は、2年次後期の開講であり、第1期生が受講した平成17年度は15コマすべてにおいて民事事件を対象としていたが、琉球大学法科大学院において刑事弁護教育がなされていない現状を認識した平成18年度の「ロイヤリング」においては、学生に少しでも刑事弁護実務を経験させる機会を与えるため、一部刑事事件も取り上げ、学生が弁護人役となる模擬接見も授業に取り入れた。

^{*10} 法科大学院において刑事弁護教育を受けることなく修了した琉球大学法科大学院第1期生については、新司法試験合格後、本人が希望すれば、実務修習に入る前に刑事弁護実務を学べる機会を設けていただくことを、沖縄弁護士会にお願いしており、本稿を執筆している平成19年6月末の時点では、まだ決定には至っていないが、前向きに検討していただいているところである。

よう、①「法科大学院のカリキュラムに刑事弁護をいかに取り入れるか」、②「刑事弁護教員をいかに確保するか」という2点にあることは、琉球大学法科大学院の例からも明らかであろう。

もともと、上記課題に取り組み、法科大学院における刑事弁護教育を改善する努力をすとしても、そもそも法科大学院では2年ないし3年間という限られた時間内にたくさんのカリキュラムをこなさなければならず、刑事弁護教育に充てられる時間を大幅に増やすことは困難であり、ましてや、従来の前期修習における刑事弁護教育と同程度の時間を法科大学院で確保することは不可能である。また、全国の法科大学院において司法研修所の刑事弁護教官レベルの教員を確保することも現時点では無理であろう。これが何を意味するかというと、法科大学院において刑事弁護教育に費やせる時間及び確保できる教員の質・量等に照らせば、法科大学院における刑事弁護教育をできる限り充実させた上、これに新司法修習における刑事弁護教育を合わせてたとしても、従前と同程度の刑事弁護教育を行うことは困難であるということである。そうだとすると、新しい法曹養成制度における刑事弁護教育は、法科大学院と新司法修習の連携だけでは必ずしも十分でなく、さらに、司法修習修了後の日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）や各弁護士会における新人弁護士に対する研修との連携まで視野に入れて検討すべきである^{*11*12}。また、新60期の司法修習にはあっ

*11 最高裁判所司法修習委員会「議論のとりまとめ」（平成16年7月2日）には、司法修習と法科大学院教育との役割分担が指摘されていることはもちろん、「法曹資格取得後の継続教育（OJTを含む）」との連携ないし役割分担の必要性についても指摘がある。そうだとすれば、法科大学院教育を担う法科大学院と法曹資格取得後の継続教育を担当する日弁連・弁護士会との連携ないし役割分担も視野に入れて考えるべきであろう。

*12 新司法修習の短期化等によって最も影響を受けるとされる刑事弁護を例にとって議論しているが、法科大学院において従来の前期修習と同程度の実務教育を行うことは困難であるという点については、民事裁判、刑事裁判、検察及び民事弁護にも多かれ少なかれ同じことがいえよう。ただ、民事裁判・刑事裁判あるいは検察については、新しい法曹養成制度においても、採用枠との関係で急激に任官者が増えるわけではなく、司法修習修了後も司法研修所や法務総合研究所という国家的な研修機関でしっかりとした初任研修等継続教育を行うことが可能だと思われ、質の確保という点で問題はあまり表面化しないと思われる。これに対し、任官者があまり増えない分、弁護士が急激に増える

たいわゆる導入研修が廃止されることを前提とすれば^{*13}、法科大学院において修了生に対し導入研修に代わるような研修を実施できるのであればそれでもよいが、そのような研修を実施できる力のない法科大学院については、地元の弁護士会において修了生に対し導入研修に代わるような研修を実施してもらうことも検討して然るべきであろう。このように、法曹資格取得後の継続教育との連携という意味でも、導入研修に代わるような研修の実施という意味でも、さらには、刑事弁護教員の確保・養成という意味でも、③「日弁連や地元の弁護士会といかに連携するか」ということが重要であり、この点を3つ目の課題として指摘しておきたい。

課題の最後として、法科大学院における刑事弁護教育を実施をする上で障害になっていることをいくつか指摘しておく。まず、クリニックやエクスターンシップ等の科目において、法科大学院生に刑事弁護を体験的に学ばせようとする場合に、司法修習生では許される弁護士接見への同席等が法科大学院生には認めれないなどの制度的な制約がある。更には、一部の地検による一部弁護士が刑事クリニックの担当教員となっている場合に限定された取扱だと思われるが、刑訴法281条の4の検察官開示証拠の目的外使用の禁止を根拠に、法科大学院生に証拠を閲覧させない旨確約しない限り、検察官開示証拠を謄写させないという刑事弁護教育にとって重大な障害となるような取扱をする例があるようであり、これに反対する法科大学院教授の論文や弁護士会長による会長声明等が次々と出されているところである^{*14}。今回は、この問題点を紹介するにと

ということになるので、新任弁護士に対する研修等継続教育をどう改善し、発展させるのかということは日弁連や各弁護士会における緊急かつ重大な課題であると思われ、特に、刑事弁護については、その緊急性・重大性の程度が高いと思われる。

^{*13} 筆者個人としては、法科大学院における刑事弁護教育がもう少し改善ないし充実するまでの当面の間は、専門の国家機関である司法研修所において導入研修を行って欲しいし、行うべきであると考えている。

^{*14} この問題点についての参考文献は次のとおりである。一部地検の取扱の根拠となる論文等として、高崎秀雄「開示証拠の目的外使用の禁止と法科大学院における教育との関係」研修696号31頁（2006年）等参照。これに反対する論文等として、村岡啓一「臨床

ども、この点についての検討は割愛するが、新司法修習との円滑な連携を図り、期間が短縮化された新司法修習における教育を補完するという意味も持つ法科大学院における実務教育を健全に発展させることは、質を確保しつつ多数の法曹を養成しようという新しい法曹養成制度の成功にとって必要不可欠なことであるので、法科大学院における刑事弁護教育を含めた実務教育の健全な発展のため、法曹三者がお互いに協力し合う必要があることだけは再確認しておきたい。

4 課題を克服する対応策についての一考察

本稿では、最重要課題として指摘した①「法科大学院のカリキュラムに刑事弁護をいかに取り入れるか」、②「刑事弁護教員をいかに確保するか」に加え、③「日弁連や地元の弁護士会といかに連携するか」という3つの課題について、琉球大学法科大学院における刑事弁護教育をいかに改善すべきかという観点から対応策を考察してみたい。

まず、課題①の「法科大学院のカリキュラムに刑事弁護をいかに取り入れるか」については、すでに法科大学院の必修科目の枠が埋まっており、刑事弁護教育のために必修科目を増やすことは現時点においては困難だと思われる。

そこで、現実的な対応としては、まず、派遣検察官等が担当する「刑事訴訟実務の基礎」等の必修の実務基礎科目に、弁護士教員が同席し、必要に応じて弁護人の立場からコメントすることによって、学生が刑事弁護の基本的な視点を学ぶ機会を設けるということである^{*15}。そして、さらに、選択科目として専

法学教育における刑事事件記録の利用」自由と正義57巻12号108頁（2006年）、大宮法科大学院大学からさいたま地方検察庁に宛てた要請書（平成18年9月19日、<http://www.omiyalaw.ac.jp/blog/>）、「『学生刑事記録閲覧問題についての新聞報道』に対するコメント」参考資料（PDF）、埼玉弁護士会会長声明「法科大学院学生の刑事記録閲覧について」（平成19年3月30日、<http://www.saiben.or.jp/>）等参照。

*15 琉球大学法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」は、現在派遣検察官が担当して

門的な刑事弁護科目を設けることができればベターである。

以上のカリキュラムの問題は、課題②の「刑事弁護教員をいかに確保するか」という問題と密接に関連しており、この教員確保については、教員にふさわしい人材をどのように探すかという問題と、その給与等の人件費をいかに確保するかという2つの問題があろう。

前者については、法科大学院がスタートしてから3年間の完成年度が経過していることから、論文等の業績よりも、教育力の有無を最重要ポイントとした上で、地元弁護士会の刑事弁護センター等から、弁護士会における研修の講師の経験や司法修習生に対する指導の実績等に照らし、刑事弁護について教育力の高い弁護士を推薦してもらえばよいと考えている。

後者については、大学における人件費削減の問題があり、琉球大学の場合も、地方の国立大学法人としての例に漏れず、人件費の削減が強く要請されており、非常勤講師の費用の予算確保も簡単ではない。予算の問題なので、軽々に発言できないが、筆者個人としては、法科大学院の教育のため、科目の開設と担当教員の確保が必要不可欠だということを関係者全員が納得すれば、予算の問題も自ずとクリアされるであろうと考えている。

問題は、これまで法科大学院において刑事弁護教育の必要性・重要性があまり認識されてこなかったと思われることであり、筆者個人としては、その必要性・重要性を認識してもらおう最も手っ取り早い方法は、新司法試験の論文式試

おり、担当検察官には、非常に熱心に質の高い教育をしていただいている。そして、実務修習（検察修習）への導入という点では、検察官による教育も必要であることは言うまでもない。よって、今後も引き続き派遣検察官に同科目を担当していただくことが妥当である。但し、筆者個人の意見としては、派遣検察官が担当する講義に、弁護士教員も同席し、必要に応じてコメントするような講義方式が望ましいと考えており、そうすれば、学生に対し、検察官と弁護人では、同じ条文・同じ証拠を見ても、違う視点から異なった解釈ないし立証を行うということを肌で感じさせ、その過程で刑事弁護の基本的な視点も学生に身につけさせることができるのではないか、これが現在のカリキュラムを大きく変えることなく、そして、検察官による質の高い教育も受けつつ、刑事弁護の基本的視点を必修科目で学ばせることのできる現実的かつバランスのとれた方法であろうと考えている。

験の刑事系科目の問題において、刑事弁護人の立場から解答させる問題を出題することだと考えている*16。新司法試験は、法科大学院がこれに対応しなければならぬと強く考える強い動機付けとなっているものである。そこで、法科大学院における刑事弁護教育を充実させるという政策的観点からも、新司法試験において、刑事弁護教育を受けていれば分析ないし解答が容易になるような弁護人の立場から解答させる問題を時々でいいので出題していただきたいと考えている。そうすれば、大学としても、新司法試験対策として、課題①の刑事弁護教育を行う科目の提供及び課題②の刑事弁護教員の採用のいずれにも積極的になると思うからである。

なお、琉球大学法科大学院における課題①及び②への対応策として検討していることを紹介しておく、沖縄弁護士会が琉球大学法科大学院を支援するため、会員から特別会費を徴収して支援基金を積み立てていることから、この支援基金を用いた沖縄弁護士会からの寄附講座として、刑事弁護センター委員を講師とした専門的な刑事弁護科目を提供していただくことを筆者が沖縄弁護士会に提案し、現在前向きに検討してもらっているところである。

最後に、③新しい法曹養成制度における刑事弁護教育を充実させるため「日弁連や地元の弁護士会といかに連携するか」という課題についても検討すると、琉球大学法科大学院は、沖縄県に唯一の法科大学院であることなどから、設置の段階から今日に至るまで、沖縄弁護士会による強力な支援を受けてきており、弁護士会からの全面的なバックアップがある。そこで、このような関係を活かし、これまで不十分であった琉球大学法科大学院における刑事弁護教育を補うため、上記の刑事弁護科目を寄附講座として提供することに加え、新司法試験に合格した琉球大学法科大学院の修了生に対し、実務修習が始まる前に導入修

*16 新司法試験において、公法系科目や民事系科目の論文式試験の問題では、当事者の立場から問題を分析させ、解答させる問題が何度も出題されているが、刑事系科目だけは、現時点まで当事者の立場で問題を分析させ、解答させる問題は出題されていない。

習に代わるような研修を実施することを筆者が提案し、現在前向きに検討してもらっているところである。この研修の内容については、沖縄弁護士会において、現在、2つの案が出ており、一つは、小規模の法科大学院だからできることであるが、合格者をエクスターンシップのような形で法律事務所に配属し、その事務所で起案を中心とした刑事弁護教育をしてもらうという方法である。もう一つは、合格者に一カ所に集まってもらい集合修習のような形で即日起案をしてもらい、これを講評・添削して指導することを中心としたものである*17。

なお、沖縄弁護士会は、司法修習委員会が中心となり、那覇修習に来る司法修習生のための導入修習に代わる研修も企画していることも付言しておく（研修内容は、民事弁護と刑事弁護の即日起案を中心としたものである。）。

5 おわりに

時間的な制約もあり、必ずしも十分な論稿にはなっていないかもしれないが、本稿が、琉球大学法科大学院における刑事弁護教育の改善、そして他の法科大学院における刑事弁護教育の充実にとって少しでも参考になるようなことがあれば望外の幸せである。

最後までお読みいただいたことに感謝申し上げ、おわりとする。

*17 集合修習のような研修を行う場合の内容についてのラフな案としては、例えば、2日間の研修で、まず初日は、午前には弁護人の職責と弁護活動の概要について講義を行い、午後には証拠意見の即日起案をさせた上、起案例も提示しながら解説を行い、2日目は、午前から午後にかけて弁論要旨の即日起案をさせた上、起案例も提示しながら解説を行うというもので、受講生に起案させたものについては添削した上、後日返却するというようなことを考えている。この程度のことをやっていたら、いきなり弁護修習が始まっても、有意義な修習が可能になると思われる。